

朝来市自治基本条例審議会スケジュール表（これまでの経過と今後の流れ）【R4.11.29時点】

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	委員選定	委員決定	第1回審議会講演会	第2回審議会	第3回審議会	第4回審議会	第5回審議会	第6回審議会		第7回審議会（下旬）	※必要に応じて第8回審議会（上旬）	
内容	委員依頼	会議内容等調整	委員委嘱 諮問 概要説明	条文審議 「第1～10、12、13条」	条文審議 「第11、14～17条」	条文審議 「第18～23条」	条文審議 「第24～28条」	※本日です 条文審議 「第29～32条」	議会からの回答 「第6、7条」関係	再審議案件等の審議 答申の骨子案の提示	答申の最終確定 答申	

・議員等からの意見

「前文」

意見の趣旨・・・前文中において、朝来市固有の歴史遺産である竹田城跡、茶すり山古墳、生野銀山、神子畑選鉱場跡などを明記されたい。

※詳細は、【別紙①-1】参照

「市民」

意見の趣旨・・・自治基本条例では第2条において「市民」を定義付けしている。

※詳細は、【別紙①-2】参照

・議会からの回答 「6、7条等」

※詳細は、【別紙②】参照

・再審議等を要する条文はないか（審議会委員、事務局）

・答申の骨子（案）

※第7回審議会で提示

※前文・・・「前文」に対する意見

別紙①-1

意見内容	前文中において、朝来市固有の歴史遺産である竹田城跡、茶すり山古墳、生野銀山、神子畑選鉱場跡などを明記されたい。
意見に対するこれまでの経過	<p>(市民協働課回答)</p> <p>審議会では、前文も含めて慎重に審議されており、審議会の意見、併せて自治基本条例制定時の議論を踏まえながら、必要に応じ見直しについても慎重に検討していきたいと回答。</p> <p>なお、本条例の制定時において、個別の特定名称の記載については、地域の財産であることは十分認識しているものの、条例で固定化される影響を懸念し、特色を示す抽象的、概括的な記述を採用した。</p>

※条文第2条・・・「市民」の定義付けに関する意見

別紙①-2

意見内容	自治基本条例第2条に定義している「市民」について、現行の法令、市の例規等と整合性を持たせた定義はどうあるべきなのかということを考えていただきたい。
意見の趣旨	<p>現行：「市民」→「市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>①他の例規にも「市民」という言葉が出てくるものがあるが、その定義付けをしている例規は少ない。自治基本条例が「最高規範」とすれば、それらの例規の「市民」の定義にも影響を及ぼす可能性がある。また、「市民」と地方自治法がいう「住民」と齟齬が生じてくる。 (※地方自治法第10条第1項：市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。)</p> <p>②本条例内で「市民」の定義を変えている。同一条例内で矛盾が生じている。 第7条「議員の責務」→「議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。」 →ここでいう「市民」とは、「ここに住所を有する有権者」、いわゆる「住民」ということになるではないか？</p>

朝 協 第 199 号  
令和 4 年 8 月 22 日

朝来市議会議長 西 本 英 輔 様

朝来市長 藤 岡 勇

朝来市自治基本条例の検証について（御依頼）

残暑の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素から、当市の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、現在「朝来市自治基本条例審議会」を設置し、朝来市自治基本条例の検証作業を進めております。

つきましては、当該条例の市議会該当条文の検証をしていただきたく、本文により御依頼申し上げます。

記

- 1 依頼内容 朝来市自治基本条例第 2 章第 2 節第 6 条及び第 7 条についての  
検証 ※市議会議員としての「取組状況」「取組状況への評価と  
課題（あれば）」の抽出
- 2 検証期日 令和 4 年 12 月 28 日（水）まで
- 3 該当条文 朝来市自治基本条例中「市議会」に関わる条文

（市議会の役割及び責務）

第 6 条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思  
決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての  
役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

（議員の責務）

第 7 条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

【担当・お問い合わせ先】



あなたはまちの未来

**ASAGOiNG**

朝来市 まちづくり協働部 市民協働課

課長：神谷 芳彦 担当：中嶋 大介  
高階 進吾

〒669-5253 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL:079-672-3065 FAX:079-672-4041

E-mail:kyodo@city.asago.lg.jp